

令和2年度野上杯争奪サッカー大会

兼 令和3年度山口県サッカー選手権大会社会人予選会 要項

- 1 名称 令和2年度野上杯争奪サッカー大会 兼 令和3年度山口県サッカー選手権大会社会人予選会
- 2 主催 一般社団法人山口県サッカー協会（以下「県協会」という。）
- 3 主管 一般社団法人山口県サッカー協会第1種（社会人）委員会（以下「県1種社会人委員会」という。）
- 4 期日／会場 ※参加チーム数により組合せを決定し、下記期日・会場において開催
 - 令和3年1月30日（土） / 乃木浜総合公園・人工芝グラウンド(13時～17時)
 - 令和3年1月31日（日） / 県立おのだサッカー交流公園・サッカー場(8時～17時・2試合限定)
乃木浜総合公園・人工芝グラウンド(9時～13時)
 - 令和3年2月6日（土） / 県立おのだサッカー交流公園・サッカー場(8時～17時・2試合限定)
 - 令和3年2月7日（日） / 県立おのだサッカー交流公園・サッカー場(8時～17時・2試合限定)
 - 令和3年2月13日（土） / 県立おのだサッカー交流公園・サッカー場(8時～17時・2試合限定)
 - 令和3年2月14日（日） / 乃木浜総合公園・人工芝グラウンド(9時～17時)
 - 令和3年2月20日（土） / 県立おのだサッカー交流公園・サッカー場(8時～17時・2試合限定)
- 5 参加資格
 - (1) 2020年度公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本サッカー協会」という。）及び、一般財団法人全国社会人サッカー連盟登録済みのチーム並びに選手であること。
 - (2) 前年度の本大会への参加申込み後において棄権がないチームであること。
 - (3) 当該年度リーグ（JFL・中国リーグ・県リーグから）における順位の上位2チーム（令和2年度対象：FCバレイン下関、常盤クラブ）を除くチームであること。
 - (4) 選手は、日本サッカー協会が令和3年1月18日（月）までに当該チームへの登録を承認した選手とする。
 - (5) 本要項及び「(一社)山口県サッカー協会第1種委員会(社会人)におけるサッカー活動の再開に向けたガイドライン」を遵守するチームと選手、チーム役員（以下「役員」という。）であること。
- 6 競技規定
 - (1) 2020/2021日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」を適用する。
 - (2) 1チームのエントリー人数は30人までとする。なお、外国籍選手は1チーム5人までエントリーすることができ、1試合3人まで出場できる。ただし、1試合3人には交代要員も含まれるものである。
 - (3) 参加申込書提出後のエントリーの変更は認めない。
 - (4) 選手の交代は、競技開始前に登録した最大7人の交代要員の中から5人以内、最大3回の交代を行うことができる（ただし、ハーフタイムを除く）。なお、延長戦を実施する場合、その直前の90分間の交代人数および交代回数と合わせて、最大6人かつ合計4回（ただしハーフタイム、延長戦開始前および延長戦のハーフタイムを除く）までの選手交代を行うことができる。
 - (5) ベンチに入ることのできる人数は、交代要員7人、チーム役員6人（含む通訳）とし、メンバー提出用紙に記載された役員の中からその都度、唯一人の者のみが戦術的指示を伝えることができる。この1人は特定の1人に限定される必要はない。
 - (6) 本大会は、日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき本大会に係る懲罰問題を処理するため、大会規律委員会を設置する。
 - (7) 主審により退場を命じられた選手及び役員（以下、選手等）は本大会の次の1試合出場を自動的に停止し、その後、日本サッカー協会「懲罰規程」に従い、本大会規律委員会が懲罰を適用・決定する。ただし、本大会で出場停止が消化できない場合には、懲罰規程上の同一大会とみなす令和3年度山口県サッカー選手権大会、もしくは直近の公式試合において適用されるものとする。なお、この場合の出場停止処分の情報についての異なる競技会間の伝達については、当該処分の通知を受けた選手等及びその属するチームが連帯して責任を負うものとする。
 - (8) 警告による出場停止処分
 - ① 本大会で警告の累積が2回となった選手等は、本大会の次の1試合の出場を停止する。
 - ② 同一試合で2回の警告を受けて、退場処分となった選手等は、本大会の次の1試合の出場を停止する。この場合において、前項のただし書以降を準用する。
 - ③ 上記、①、②における警告は試合出場停止により処分されたものとし、累積されない。
 - ④ 警告の累積による出場停止処分および、警告の累積は本大会終了時をもって効力を失う。ただし、懲罰規程上の同一大会とみなす令和3年度山口県サッカー選手権大会への出場義務を有することとなったチームにおいては、警告の累積による出場停止処分が未消化となっている場合、当該処分を適用する。

- (9) 未登録または二重登録などの不正選手が出場していた場合、それが判明した時点で当該チームを失格とし、相手チームの勝ちとして試合を打ち切る。しかし、既に行われた試合まで遡って適応しない。この該当チーム懲罰については日本サッカー協会「懲罰規程」に従い、本大会規律委員会が懲罰を適用・決定する。
- (10) 日本サッカー協会「懲罰規程」に従い、6ヶ月以上の出場停止処分等の重い懲罰については、日本サッカー協会規律委員会又は裁定委員会が決定するものとする。なお、その他、本大会における規律・懲罰に係るものは、日本サッカー協会「懲罰規程」に従うものとする。

7 競技方法

- (1) トーナメント方式により優勝チームを決定する。
- (2) 試合時間は80分とする。なお、勝敗が決しないときは20分の延長戦、延長戦においても勝敗が決しない場合はペナルティーキック方式により決定する。

8 ユニフォーム

- (1) 日本サッカー協会のユニフォーム規定(2020年11月19日改正)に準拠したユニフォームを着用すること。
- (2) 留意事項
- ① 参加申込書により登録する。申込書に登録した背番号のユニフォームを着用する。申込提出後は一切変更を認めない。(登録番号以外のユニフォームでの出場は認めない。)
 - ② ユニフォームの色はFP・GKとも審判員が通常着用する黒と明確に判別できるものであること。また、正の他にこれと異なる色のユニフォームを準備すること。
 - ③ 背番号は選手固有のものとする。
 - ④ ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなければならない。
 - ⑤ アンダーシャツは、シャツの各袖の主たる色と同じ色で、1色とする。または、シャツの各袖と全く同じ色の柄にする。
 - ⑥ アンダーショーツおよびタイツは、ショーツの主たる色、または、ショーツの裾の部分と同じ色でなければならない。同一チームの競技者が着用する場合同色のものとする。

9 参加料 16,500円(税込)

10 申込手続

- (1) 参加申込書
令和3年1月18日(月)午前中必着にて、以下アドレス宛てにエクセルデータにより提出すること。
アドレス : yfa4649-syakaijinleague@yahoo.co.jp
- (2) プライバシーポリシー同意書
令和3年1月18日(月)午前中必着にて、以下宛てに郵送または持参により提出すること。
〒753-0048 山口市駅通り2丁目7-18 トウヨウビル203
(一社)山口県サッカー協会事務局 Tel.083-920-5700
- (3) 参加料
試合当日に持参すること。

11 組合せ

- (1) 県1種社会人委員会で抽選を行い、協会事務局より関係チームへ連絡する。
- (2) シードチームは、当該年度山口県社会人サッカーリーグ1部優勝チームを除く下記の上位4チームとする。なお、下記4チームのいずれかが不参加の場合は、同リーグ同部内でのみ繰り上げを行う。
- ・山口合同ガスサッカー部(第2位)
 - ・小野田サッカークラブ(第3位)
 - ・日立笠戸(第4位)
 - ・インディゴF.C山口(第5位)
- ※ 本シードの取り扱いについては、令和2年3月8日(日)に開催した県1種社会人委員会運営総会において決定済み。

12 表彰 優勝、準優勝チームに賞状および盾を授与する。

13 経費 大会参加費用は全額チームの負担とする。

14 その他

- (1) 優勝チームは令和3年度山口県サッカー選手権大会に出場する義務を有する。
- (2) 電子登録証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参すること。
電子選手証または、登録選手一覧は写真を貼付して有効となる。また、選手の顔等が判別できるよう、印刷はカラーかつ鮮明なものであること。なお、写真の免許証等での代用及びスマートフォンやタブレット等での

登録証の表示は認めない。

- (3) 競技中の負傷などの事故については参加チームで処置すること。
- (4) 準々決勝までの副審は帯同審判で行う。参加申込書に審判員名1名以上を記載すること。(帯同できないチームは参加できない)
- (5) 帯同審判員は、当日、審判証を持参すること。
- (6) メンバー表は試合開始60分前までに本部へ提出のこと。
- (7) 決勝は、マッチコミッショナーを配置し、試合開始70分前にマッチコーディネーションミーティングを実施する。メンバー提出用紙・ユニフォーム・電子選手証または、登録選手一覧を出力した用紙を持参のうえ出席すること。
- (8) 大会開催期間中は、参加チームより運営役員1名が出席すること。
- (9) 本件に関する問い合わせ・緊急連絡先

県1種社会人委員会 委員長 末永 和文

携帯電話番号：090-1017-7165